



公益社団法人日本精神保健福祉士協会

認定成年後見人ネットワーク

クローバー News

2026年1月発行

第62号

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

〒160-0015 東京都新宿区大京町23番地3

四谷オーキッドビル7階

TEL. 03-5366-3152/FAX. 03-5366-2993

## 愛知の明るい兆し（名古屋家庭裁判所とのオンライン意見交換）

岡田 昌大（クローバー運営委員／愛知県支部）

2025年9月18日（木）に名古屋家庭裁判所（以下、家裁）とのオンラインによる意見交換がありました。書記官等4名、クローバーからは私を含め3名が参加しました。

意見交換は家裁からのお声かけで実施されました。クローバー監査や賠償責任保険の概要、要因別実績等を紹介すると、受任者の少なさや件数の偏りについて質問を受けました。また、精神保健福祉士としての強み、横のつながりや過疎地域での受任可能性、依頼が増えることの意向の確認があり、受任経験や登録者の状況に触れながらお答えしました。

終了後、県内登録者16名、受任相談累計件数22件、年間1件程度の依頼にとどまっている状況を思い起こし、精神保健福祉士の受任が社会的に求められている、それを県内構成員に伝えたい、受任できるクローバー登録者を増やすために県内の研修受講者を増やしたいと同席者と話しました。

家裁からのお声かけには「やっとお声かけいただいたなあ」という思いです。2009年の発足時は依頼がほとんどなく、2018年にひとりで家裁を訪ね、「クローバー」は成年後見人として活動する精神保健福祉士の専門職団体と紹介しましたが、認知度が低かったせいか「実り」にはつながらずに、とぼとぼと帰宅しました。

あれから受任依頼が届くようになり、愛知県に明るい兆しが見えはじめています。依頼の全てに応じられない課題に備えて、「集い」で横のつながりを強め、安心して受任できるような県内の環境を整備する、それが愛知県の受任拡大に繋がっていくと思っています。

## 「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見書

山口 雅弘（クローバー運営委員／静岡県支部）

法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会において取りまとめられた「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」への意見募集に、本協会から意見書を提出いたしましたので、概要をご紹介します。意見書全文は協会Webサイトでご確認ください。

- ・中間試案で示された成年後見制度の見直しの必要性に賛同する。
- ・精神保健福祉士としての支援経験から、被後見人等の意思判断能力は、障害程度や精神疾患の症状の有無のみで規定はできず、支援者らによる関わりを通してご本人の意思の形成、表明、実現が変わることを知り得ており、これを重視すべきである。
- ・類型を一元化した案を支持する。障害程度や症状で固定的に判断して類型にあてはめるのではなく、ご本人の生活に必要な事項に特化し、個別に判断して権限を付与方が自己決定を必要以上に制限することがない。これはご本人の尊厳を守り、障害者権利条約の問題提起にも応えている。
- ・法定後見に係わる期間については、法廷後見を開始する際に期間を定め、更新がない限り期間満了時に法定後見が終了する案を支持する。漫然と不必要的権限を有し続ける仕組みは避けるべきで、支援により生活環境や意思決定の機会が整えば、必要だった代理権が不要になる場合もある。ご本人への関わりによって生まれる変化を確かめ、権限の内容を精査し、要否を判断することが重要である。
- ・後見人等の交代については、ご本人等の意思を尊重した検討が行われる仕組みが必要。また、「解任事由に関して本人の利益のために」という記載部分に、本人の利益に加えて本人の意思の尊重も含める表現を加えてほしい。

■「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見書

<https://www.jamhs.or.jp/ugoki/yobo/2025.html#06>

## 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

◆登録・受任相談・受任件数 (2025年12月31日現在)

都道府県	登録者数	受任相談 累計	2025年度実績(2025年12月31日現在、福岡実績値は11月30日時点の数値)						
			相談件数	家裁から の依頼	中核機関 等依頼	登録者経 由の依頼	受任件数	受任 調整中	受任不 可・ 取下数
北海道	3	11	2	2	0	0	2	0	0
青森県	2	6	2	0	0	2	1	1	0
岩手県	3	2	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	8	15	3	1	2	0	1	2	0
秋田県	4	8	1	1	0	0	0	0	1
山形県	2	11	0	0	0	0	0	0	0
福島県	3	3	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	3	3	2	0	1	1	2	0	0
栃木県	9	32	5	5	0	0	3	2	0
群馬県	5	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	23	46	4	1	2	1	0	1	3
千葉県	10	10	0	0	0	0	0	0	0
東京都	48	248	26	3	22	1	7	8	11
神奈川県	15	37	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	5	8	2	2	0	0	1	1	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	2	1	1	1	0	0	1	0	0
福井県	0	1	1	1	0	0	0	0	1
山梨県	3	5	0	0	0	0	0	0	0
長野県	4	3	1	0	1	0	1	0	0
岐阜県	3	4	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	10	26	3	1	1	1	2	0	1
愛知県	16	24	6	2	4	0	5	0	1
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	4	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	13	32	3	1	2	0	2	1	0
兵庫県	8	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	6	1	0	1	0	1	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	4	1	0	0	0	0	0	0	0
広島県	4	8	2	2	0	0	0	1	1
山口県	2	3	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	2	2	2	0	0	2	0	0
香川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	2	4	1	1	0	0	0	0	1
高知県	2	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	25	122	16	10	0	6	12	2	2
佐賀県	1	6	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	8	15	4	4	0	0	3	1	0
熊本県	5	98	5	5	0	0	1	1	3
大分県	1	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	6	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	3	4	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	11	41	2	2	0	0	0	0	2
例外対応	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	282	854	95	47	36	12	47	21	27

※「受任不可・取下数」とは、候補者不在または依頼先からの取下げのあった件数です。

## ◆活動状況

(2025年9月1日～2025年12月31日)

- 9/8 大阪＆関西 クローバー登録者の集い
- 9/8 第3回登録者フォローアップ／継続研修小委員会
- 9/13 NPO 名古屋市精神障害者家族会連合会「精神疾患の基礎知識講座」第2回
- 9/18 名古屋家庭裁判所本庁との「意見交換の場」
- 9/27 2025年度第2回神奈川クローバー登録者の集い
- 10/9 2025年度第3回東京クローバー登録者の集い
- 10/16 受任調整等部分委託に係る福岡県協会との第2回協議会
- 10/18 2025年度第1回長崎クローバー登録者の集い
- 11/5 2025年度第1回都道府県協会部分委託小委員会
- 11/12 2025年度第3回規程改正小委員会
- 11/14 2025年度第4回登録者フォローアップ／継続研修小委員会
- 11/22 2025年度第3回神奈川クローバー登録者の集い
- 11/29 新潟県精神保健福祉士協会「令和7年度全体研修会」
- 12/6 2025年度第1回長崎クローバー登録者の集い
- 12/9 第5回登録者フォローアップ／継続研修小委員会
- 12/24 前橋家庭裁判所訪問

## クローバー運営委員会のご紹介

### 常務理事 洗 成子さん



今年の6月から常務理事に着任いたしました洗成子と申します。

前常務理事の木太さんの後任

として、今後クローバー運営委員会に携わってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本協会ではクローバー発足時からクライエントの「自己決定の尊重」は成年後見人にとっての中核課題であることは自明のこととして取り組んできましたが、世間的にも「意思決定支援」がクローズアップされ、社会全体の認識がようやく追いついてきたように感じます。

三つ葉のクローバーの花言葉を調べたら「私を思って」「約束」「勤勉」なのだとですが(色によって花言葉も変わるように思えます)、どの言葉も後見人が備えておかなくてはいけない大切な素養を表しているように思えます！」など感心してしまいました。そして、本協会の認定後見人ネットワークのクローバーは言わずと知れた「幸運」の印の四葉のクローバーですね。

被後見人が自分らしい生活と尊厳を維持できるように、時には彼らの人生の幸運の守り人たらん…私たちのクローバーにはそんな志が詰まっているのではないでしょうか。率先して人権擁護の土を耕し、たくさんの四葉のクローバーを育ててまいりましょう。

## 編集後記

今回、「名古屋家庭裁判所との意見交換」でも書きましたが、他の都道府県同様に愛知県でも受任依頼がほとんどなく経過していました。しかし、意見交換を実施後、すぐに依頼が入るようになりました。この動きをモデルケースとして、他の都道府県でも広がっていくことを期待ていきたいと思います。

岡田 昌大（クローバー運営委員）